

**令和 5 年度第 2 回都市計画審議会**

**生産緑地地区の**  
**縦覧について**

**令和 5 年 8 月 7 日**



# 御茶屋下・ひがし野第一号生産緑地地区

まいるま 守谷市



①ひがし野第一号生産緑地地区 (1,802㎡)

守谷市ひがし野三丁目13番 6 430㎡

守谷市ひがし野三丁目13番 7 424㎡

守谷市ひがし野三丁目13番 8 184㎡

守谷市ひがし野三丁目13番 9 764㎡

②御茶屋下生産緑地地区 (928㎡)

守谷市本町1043番 1 928㎡

計 0.27ha (2,730㎡)





きらめき守り 夢彩都

# 今後の都市計画変更スケジュール





# 案の縦覧について

生産緑地地区を変更するに当たり、「都市計画法第17条」に基づき、縦覧を行います。なお、守谷市の住民及び土地所有者などの利害関係者のかたは意見書を提出することができます。

## ・期間

令和5年9月11日（月）～9月25日（月）

午前8時30分～午後5時15分

※ 土・日曜日、祝日を除く

## ・場所

市役所都市計画課 市街地計画G

## ・意見書の提出方法

提出されるかたは、令和5年9月25日（金）まで（必着）に意見書（縦覧場所またはホームページから取得）を持参または郵送にて提出



**説明は以上です**